

第13回議会運営委員会記録

令和6年2月16日

【開催日】 令和6年2月16日（金）

【開催場所】 午前10時から

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之	委員	

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【参考人】

参考人	下瀬俊夫		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 「山陽小野田市議会議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書」について
- 2 令和6年第1回（3月）定例会に関する事項について
- 3 全員協議会の開催について
- 4 その他

午前10時 開会

宮本政志委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の付議事項の一つ目、「山陽小野田市議会議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書」についてを議題として審査に入りたいと思います。本日

は参考人として陳情者であります下瀬俊夫氏の出席を得ております。帽子については、これを許可させていただきます。それでは委員会を代表して、参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について参考人から御説明いただいて、その後、質疑に入りたいと思います。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承お願いいたします。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは、下瀬俊夫さん、よろしくようお願いいたします。

下瀬俊夫参考人 おはようございます。私の大変難しい陳情書を受けていただきまして、ありがとうございます。私は昨年8月に議会に意見書を出しました。なかなか回答が来ないということもありまして、昨年の議会運営委員会、今年1月の議会運営委員会を見て、継続審査となっておりますので、私の意見書との関わりで今回こういう難しい陳情書を出したという経過になっていきます。1月29日の議会運営委員会の議論を見させていただきまして、私の出した意見書と今回の陳情が全く正反対ではないかという意見もありました。私は陳情書にも書いておりますが、私の意見書が半年にわたってほとんど回答がないと。それから、議会運営委員会の議論が継続審査になっていると。この2点で、私は、いわゆる議長任期について議論すること自体が違法だと言っているわけですね。ところが、議会ではそれは基本的には関係ないと。いわゆる違法かどうかではなしに、それを認定しなくて継続にしているという事態で、いわゆる違法だということを認定しないわけですね。認定しないのであれば、私とその理由をきちんとお聞きした上で、この議長任期について議論に参加することは可能であると考えたわけです。だから、私が出した意見

書と今回の陳情については基本的には何ら矛盾しない問題だと。いわゆる皆さん方が違法ではないという根拠をまずきちんと示して、私も納得できれば、当然、この陳情が生きてくるということになるわけです。私は、今回の陳情は受理されないのではないかと考えていました。なぜかと言えば違法だからです。先日1月29日の議会運営委員会で陳情の取扱いについても議論されていますね。その中で、穏便に体裁が整っていれば受け付けるんだと確認されました。だけど、違法な陳情というのは、受け付けるべきではないんです。これは違法だけではありません。例えば、個人攻撃とか、あるいは陳情そのものが何の意味もないものであるとか、そういう陳情は基本的に受け付けるべきではないと考えております。それを出した市民の権利だという立場で処理することが本当に正しいのかどうなのか。この点はもう少し議論が必要じゃないかと考えています。先ほど言いましたように、1月29日の議会運営委員会では、私の意見書も含めて検討事項だとされていますので、私の意見書との関わりで幾つか疑問を出しているんですね。それについて皆さんのほうから、きちんとそれは正しいことだと、いわゆる今の議会できちんと議論されていることが正しいんだということを、責任を持ってきちんと述べていただきたい。それは議会の責任だと考えております。私は今日2点ほど言いたいんですが、まず意見書の第一に、大井元委員長は、いわゆる議長任期2年の議論は法律違反ではないと明確に言っています。これについての根拠を明らかにしてくださいと言いました。1月29日の議会運営委員会を見ていましたら、全国で約九十数パーセントの議会が、1年ないし2年おきに議長選挙をやっている。だからこれが根拠だみたいな議論がありました。やっぱり大井元委員長が、法的には違法ではないと言っているわけですから、その根拠は何かと言えば、やっぱり法的な根拠なんですね。法的な根拠を示さないで、ほかがやっているからうちがやってもいいんだという言い方は、これは何の証明にもならないわけですよ。だからそういう点で、この法的根拠は何か、いわゆる大井元委員長は、法的には違法ではないと言われたんだから、その法的根拠は何かということをご自分で明確に述べていただきたい。それからもう一つは、

議長任期を2年にするということを提案されたのは笹木委員ですよね。そのときに、なぜ2年にするのかという最大の目的は、議会の活性化だと言われました。2年に賛成するという委員は、異口同音に議会の活性化と言われたんですね。そうすると、僕らみたいに聞いている人は、今の議会が活性化してないのかと受け取るじゃないですか。だから、皆が異口同音に2年にしたら議会が活性化するというのであれば、それは現状の否定につながっていくんです。現状を変えたいから2年するんだとしか受け取れないんです。私もそれなりに議員をやってきましたから、これまでも2年置きに議長選挙をやってきました。それは議長選挙をやっているだけのことであって、議長任期とは関係ないんですね。そこを間違えないでください。それから、この2年の議長選挙のたびに何が起こったか。醜いポスト争いですよ。そういうことを繰り返すのかということから、地方自治法どおりという議論が以前にあったというのは、私も記憶にあります。やはり議会は、地方自治法と会議規則と委員会条例によって運営されていると。これは間違いないと思うので、やはり法的な手続に従ってきちんと議論がされるべきだと考えています。だから、1月29日の議論を聞いていても、私がちょっと気になったのは、まず、この議長任期について大井委員が発言して、後から次々に指名されて、皆さんが意見を言われるんだけど、皆、右に倣えなんです。最初に言われた方の右に倣えをして言われている。これが一つの特徴でした。もう一つは、会派代表の集まりみたいな感じの議論ばかりだったことで、それだったら交渉団体3人、3人に1人なんて要らないじゃないですか。会派代表の集まりだったら議論じゃないですよ。右に倣えをする議論というのは議論ではないですよ。法的な根拠を聞いているのに、皆が右倣えして、右に同じという議論は議論ではない。そこら辺からも私は、やっぱり議会運営委員会の在り方そのものが法的な根拠に基づいて行われていないんじゃないかということ強く感じたわけです。質問があればお答えしますが、基本的にはこの法律違反ではないという根拠を皆さんのほうからきちんと示していただかないと、この議論は先に進みません。その辺だけはきちんとして、私に質問する場合もそれを根拠にして

質問をお願いしたいと思います。

宮本政志委員長 ありがとうございます。以上で陳情書に対する説明は終わりました。それでは、これから質疑に入りたいと思います。どなたか質疑はございますか。

大井淳一郎委員 今日はありがとうございます。まず、3年以内とすることを求める陳情書が出されていますので、これについてお伺いしたいと思います。今、下瀬さんが語る述べられましたが、先般出された任期についての意見書、これはモニター意見として出されたと認識しておりますが、モニター意見書と、これに基づいて議論が進んでいないから今回陳情書を出されたと言われました。であれば、3年以内とすることを求める陳情書ではなくて、議長任期は4年で、地方自治法どおりやるべきであるといった陳情書を出すべきではなかったと思うんですよ。なぜ、片や4年の意見書を出して、片や3年以内の陳情書を出すのか、整合性が付かないのではないかと。これは多分私が言ったことなんですが、任期4年を堅持すべきだ、守るべきだという陳情書ではなくて、あえて3年以内にするといった陳情書を出された経緯を教えてくださいと思います。

下瀬俊夫参考人 今言いましたように、この議論が正しいと皆さん言っているわけだから、正しいというのであれば、その根拠をまず示した上で今みたいな話になっていくんだったら、私は幾らでも答えられます。3年でも1年でも2年でも、私は何年でもいいんですよ。そんなもの何も関係ありません。問題は、皆さんの議論が正しいのかどうなのかということをややはり市民の側からはきちんと言わなくてはいけないわけです。それは4年が当たり前なんだから。あえてここで4年にすべきだって、そんなばかなことを——そんな4年にすべきなんていうことを言うほうがおかしいんじゃないですか。4年は当たり前なんだから。違いますか。地方自治法では4年ですよ。それを僕が4年にしろというのはおかしいわけで、だから皆さんの議論に合わせているわけですね。早く言えばそう

ということです。皆さんは2年がいいと。ここにおられる方は皆2年がいいって言っているわけでしょう。もう2年過ぎたから、あとは3年以内しかないじゃないですか。だからそういう点で、まず皆さんが正しいということをきちんと証明した上で今みたいな議論をお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員 4年は当たり前ではないかというのは、地方自治法ではそうなっています。私があえて聞いたのは、私たちが議長任期について申し合わせ事項で何年とするかということで、申し合わせ事項で2年を定めるのが結構多数を占めてきたと。それに対してストップをかけたいわけですね。それであれば、任期を2年にすることはけしからんと、4年でいくべきではないかといった陳情書を出すべきだと思うんです。3年以内というのが、ちょっと分からないから聞いたんです。

下瀬俊夫参考人 この陳情でも意見書でも言っていますが、正式な議会運営委員会の場で正式な議題として取り上げて、議長任期は何年がいいかなんて議論すること自体が違法だということを言っているわけですね。だから、全く関係ない会派代表者会議みたいなところで、2年たったら辞表を出そうよという話であれば、それは簡単なんですよ。こんなことは言いません。だけど、正式な場で正式な議題として出して議論していること自体が違法ではないかという話だから、私は別に今言ったように、3年であろうが、2年であろうが、1年であろうが何年でもいいんです。だけど、議会運営委員会がそんな議論することそのものが間違っているじゃないかと言っているわけですよ。それは間違いじゃないんですか。それはきちんとほかの議員も含めて、ぜひ私の質問をお願いしたいと思います。

伊場勇委員 今日はお越しいただきましてありがとうございます。今、1年でも2年でも3年でも4年でもいいんだという発言がございました。揚げ足を取るわけではございませんが、議長任期について他市町の状況もい

ろいろ踏まえて議論することについても、議会運営委員会で話すべきことではないというお考えなんでしょうか。確認させてください。

下瀬俊夫参考人 地方自治法で4年となっているのに――、正確には4年とは書いていないですよ。議員の任期と同じと書いています。それはなぜかという理由があるかでしょう。なぜ4年としなかったのか。それは議会の解散もあり得るからですよ。議会を解散しても議長だけ4年というのはあり得ないからね。だから議員任期と同じとなっているわけでしょう。地方自治法にはそう書いてあるのに、なぜここで、つまり正式な議会運営委員会で議長任期を議題にするのかと。議論すること自体が違法でしょう。それをなぜ僕に質問するんですか。あなた方がしないといけないのは、こういう理由で違法ではありません。あなたはどう思いますかと言うんだったら分かるんですよ。そういうことは僕に聞かないほうがいいんじゃないですかね。

伊場勇委員 確認できました。であれば、違法とお考えの根拠をもう一度を教えてください。

下瀬俊夫参考人 昨年、議会モニターと議員の間の意見交換会がありました。この問題は、実は私がそのときに出したんです。宮本議員がおられました。そのときにある議員が、憲法違反と言われようが、法律違反と言われようが、やるべきことは断固やるんだという勇ましいことを発言しました。法律に基づいて運営されなければならない議会の議員が、憲法違反であろうが、法律違反であろうが断固やるんだという言われ方に、僕は耳を疑いました。地方自治法や会議規則に基づいて議会が運営されるわけですから、当然、正式な議題としてこういう議題を取り上げるのは間違っています。それを間違っていないというのであれば、私はその根拠を示していただきたいと思います。

伊場勇委員 続いて、先ほどの陳情書の説明について、下瀬参考人は議員とし

て活動されている中で、議長任期が2年だったことがあろうかと思えます。議長任期が2年のときに議員として活動されていたと認識しております。そのときに醜いポスト争いがあったということをおっしゃいました。醜いポスト争いの具体的な内容について、言える範囲で結構ですから教えていただけますか。

下瀬俊夫参考人 私は、合併して山陽小野田市になってから市議員になったんですが、それ以前は山陽町議会でした。山陽町議会は、2年置きに議長選挙をやっていました。これは、いわゆる議長になりたい人が多数派工作をするわけです。だます、だまされる、飲ます、食わすということを繰り返して、もう前の晩にみんなひっくり返るという大変醜いことです。その議長選挙だけで1日費やす議会もありました。議長が決まらないからこんなことを繰り返すんです。それを一般市民の皆さんが見てどう思うかと。やはり私たちは、これまで議会改革をやってきたわけですから、そういう何かしらのポスト争いで足を引っ張るようなことではなしに、やはり市民にもっと顔を向けて、正々堂々と議会運営ができるような、そういう議会になっていただきたいと思うから、なおさらこういう醜いポスト争いのような事態に招かないということが非常に大事じゃないかと考えております。

伊場勇委員 私も正々堂々と議会運営をすることについては同じ思いでございます。議長任期が2年だった頃については、4年にすべきだと言いつけていたけど、なかなかそれがかなわなかったということなんでしょうか。議員だった頃にも議長任期2年だったときがあったと教えていただきました。その頃は議長任期が4年になっていなかったことについては、やはりおかしいということで、そこでもいろいろ活動してきたけど、なかなか2年が4年にならなかったという状況があったんでしょうか。その辺はいかがですか。

下瀬俊夫参考人 やはり僕の議員としての人生の中で、山陽町の議会と山陽小

野田市の議会とは全く別の議会だったと感じます。いわゆる議会改革をするという中で、やはり議会の役割、市民との関係、執行部との関係、そういう中で、やはり議長のあるべき姿という問題に行きついたと感じます。だから、私が体験したのは旧山陽町の時代ですから、山陽小野田市の議員になって、山陽小野田市の合併した後、この議会改革する中で議会そのものの考え方が根本から変わってきたと言えるんじゃないかと思っています。

宮本政志委員長 繰り返しになるかもしれませんが、町議会の頃にはこの問題を疑問に思われなかったということですか。町議会のときにこのことは一切言っていないですよ。

下瀬俊夫参考人 先ほどからも1月29日の議会運営委員会の議論でもあったんですが、全国的に大体2年で議長が交代するという事態が圧倒的に多いんですよ。今回参考人として来るに当たって県下の実情なんかも少し調べようと思って、申し合わせ事項についてどうなっているのかを聞いてみました。ほとんど成文化されていません。一部には成文化されていたところもあるんですが、それは議長任期ではないんですよ。議長が2年たったら辞表を出すという申し合わせなんですよ。だから、ここみたいに、いわゆる山陽小野田市議会の議会運営委員会みたいに、公然と議長任期を議題にして、2年がいい、3年がいい、1年がいいなんていうことを議論するということが自体がおかしいんだと言っているわけですね。だから、旧山陽町の議会では、2年たったら議長が辞職願を出すという手続になっていました。これは議長任期ではありません。2年たったら辞職願を出すという取扱いだけでした。

大井淳一郎委員 下瀬参考人もきちんと県内の状況を御自分で調べられたというのはすごく尊敬に値しますが、宇部市と山口市と柳井市は慣例のみであると。それに対して萩市と防府市と光市と長門市は、現時点ではまた変わっているかもしれませんが、申し合わせ事項で2年とするになって

います。周南市は議長については1年となっております。だから、大半が慣例ではないということを指摘しておきたいと思います。それから、私からの質問なんですが、先ほどから違法でない根拠を示してくれということで、意見書の中でも書いてあります。私も考えてみたんですけども、下瀬参考人だからあえて言います。訴訟においても、ないことの証明は「悪魔の証明」と言いまして、あることの可能性を全て否定しなければ証明できないものなんです。それに対して、あることの証明は訴訟においてもあり得る。だから、違法でないことの法的根拠と言われると、困るのです。だから、法的な根拠は示せないから、全国的な状況、そして、全国的に議長任期を4年としたことについて違法だとした裁判例とか先例行政実例とか行政実例とか先例とかはないということを二つ目の理由として挙げました。議会の先輩であります下瀬参考人にお伺いしますが、議長任期を4年としたことで何か違法となった判例とか先例とかはありますか。それが違法である根拠ということなんです。

下瀬俊夫参考人 4年たったときのほうの根拠というのは、基本的にないですよ。議長任期4年の場合は違法じゃないんだから、問題はなぜこういう問題が今日起こっているのかということなんです。私は、一市民として違法だと言っているわけです。そういう人がいなければ、この議論は何の問題もなく進んでいくんです。違法だって言って、こうやって声を上げたから今回呼ばれました。だから、今言ったように、大井委員は、「法律違反ではありません」と明確に言っているわけだから、その根拠を示してほしいと言っているだけです。ないこと言えって言っているんじゃないんです。法律違反じゃないと明確に言ったから、その根拠は何ですかと聞いているわけですね。

大井淳一郎委員 下瀬参考人が言われたのは、法的根拠と言われて私が答えに窮したということで、違法ではない法的根拠というのはないわけです。ただ、違法でないとした理由を聞かれたと思ったので、前回の議会運営委員会の中で、全国的な状況と現時点で違法だとした判例や先例がない

ことを理由として述べさせていただきました。それに対して下瀬参考人が納得するのか、納得しないのかは別問題だと思っております。それと、私は地方自治法の議長の任期4年ということを申し合わせ事項で2年としたからといって、法律を変えたとは理解しておりません。地方自治法は4年としながらも、それぞれの議会の実情に応じて、申し合わせ事項で、1年とか2年とか3年とかがあるかもしれませんが、そうしたものを今議論していると理解しております。それについてはどのように思われますか。

下瀬俊夫参考人 申し合わせ事項で2年と決めようが決めまいが、そういう議論をこういう公式の場でやっていいんですか。そこが問題なんですよ。非公式の場でやるのは、どうぞ勝手にやってください。公式のこういう議会運営委員会の中で、全国民が見ているような場で議題にして議論すべきじゃないでしょう。こういうふうに待たがかかるとは思いませんか。あのときに大井委員は、この議論は法律違反じゃないと言っているわけだから、その法的な根拠は何ですかと聞くのは、僕は当然だろうと思うんですよ。非公式の場でやるのは、どうぞやってください。幾らでもできるわけでしょう。例えば、会派代表会議みたいな場もあるわけだから、こういう公式の場でこんな議論したら駄目だと言っているわけですね。僕が言っているのはそこだけです。

大井淳一郎委員 申し合わせ事項は議会内のルールではあります。いみじくも下瀬参考人が言われたように、見える化というか、本当は下瀬参考人のこととは別のことになりますが、そういった内部的なものではなくてオープンにすべきではないかということで、前の会期になりますが、申し合わせ事項については、ホームページ上にもアップさせていただきました。申し合わせ事項は市民のルールではありませんが、やはり市民の代表である議会内のルールであり、それを換えようとしている中で、非公式で変えたらそれこそおかしいと思うんですよ。だから、申し合わせ事項の中に一旦消えた2年の任期というものを新たに入れようとする議論

を、公式の場である議会運営会でするのが何が悪いのかと思うんですけど、いかがですか。

下瀬俊夫参考人 地方自治法で基本的に4年と決まっている任期について、ここで「議長任期は何年がいいですかね」と議論することが正しいんですか。正しいんですか。僕はそれを聞きたい。だから、そこをきちんと言わないと先に進めないというのが、今回の陳情なんです。正しいんですか。いやいや、申し合わせ事項を公にする。市民に見えるようにする。僕は、申し合わせ事項というのは、あくまで全議員一致が前提だと思っているんですが、そうすると、改選直後に全議員の確認が要るんじゃないかと思うんです。これは一種の習慣法ですから、ずっと継続しているんだということで、それをもう認知されているとなっているんですが、新しい議員が結局それに縛られてしまうということになってしまうんだから、改選直後に「この申し合わせ事項はこうですよ。皆さんいいですね」ということを私はきちんと確認する必要があると思っています。いづれにしても、申し合わせ事項というのは、今言ったように、あくまでも単なる手続上の問題ですよ。だから、そういうことについて、特に議長任期をどうするかというような話は、私は議会運営委員会でやるべきではない話だと思います。多分どこもそうなんです、1年か2年で議長が辞職願を出すという手続になっているわけですから、あくまでそれは任期という話じゃないわけでしょう。2年たったら辞職願を出すという手続の問題であって、それは任期を決めたという話じゃないわけですから、結局、議運決定になると任期を決めたということになるわけでしょう。違うんですか。それは基本的に地方自治法違反だと考えています。僕が納得するかしないかの話じゃなしに、法令を守るかどうかという話じゃないんですか。

大井淳一郎委員 先ほど下瀬さんは、議長選挙を2年ごとにするようなことを言われましたが、県内他市を見ると、申し合わせ事項の中で「任期を2年とする」と書いてあります。それを受けて、これまで正副議長が判断

されてしかるべき辞表を出すといった手続をしてきた。もちろん再選することもあるものだと思いますので、そこは違うと思います。慣例のみというのは、慣例なので中身は分かりませんので手続上のことを言っているかもしれませんが。下瀬参考人の考え自体を否定するつもりはないんですけれども、やはり地方自治法上はこうなっているけど、横出し条例とか上乘せ条例とかありますよね。法律上は書いていないけど、市の実情に応じて規制を強めたり緩めたりするといったことは条例上も法令上もあるわけなんですよ。申し合わせ事項の位置づけについては、いろいろな考え方があると思いますが、法律で4年となっているからといって絶対に4年としないといけないというわけではなくて、議会の自律権の範囲内で、それぞれの議会が2年、1年などにして、慣例とか申し合わせ事項とかがあると思うんです。自律権の範囲内でやっていることで、実際にそれが裁判で違法だとなった実例は確認できてないんですよ。それでもあえて下瀬参考人は、これは問題があるというのは、そこは考え方、見解の相違なので、もうこれ以上はないんですが、その点はどのように思われますか。

下瀬俊夫参考人 だったら皆さん、これは以前に改選直後にもあった話なんですけど、全国市議会議長会に聞いてみたらどうですか。そういうことは、結局訴えがなければ裁判にならないわけです。僕はそういう訴えが全国であったのかなかったのか、それは分かりません。だから裁判がないから、そういう議論はあったのか、なかったのか、それも分かりません。そんなあやふやな話ではなしに、私は違法だと言っているし、地方自治法上あり得ないと言っているわけだから、皆さん方お得意の全国市議会議長会に聞いてみたらどうですか。こんな不毛な——僕は裁判があったかなかったかと。それで法律違反ではありませんという言い方をされたら、これは議論にならないでしょう。僕は地方自治法上のことを言っているわけですから、当然、この間去年の市議会モニターと議会との意見交換会のときに、僕は議員に二つの質問を出しました。一つは、地方自治法を読んだことがない議員はいますかと言ったら、1人ほど手を挙げ

ました。もう一つは、国会と地方議会の違いが分からない議員いますかと言ったら、これも同じ議員が手を挙げられました。ここは国会じゃないんだから、法律の改正はできないですよ。だったら、私はやっぱり上位法がある限り、議長任期については議論したら駄目だと考えています。だから、皆さんが議論すればするほど、私は、それは違法行為だと言いつけるんです。それを皆さんが言うように、違法ではないんだと、法律違反じゃないんだと言うのであれば、全国市議会議長会に問い合わせてみてください。何ていう返事が返ってくるか。僕はそれからでもこの議論は遅くないと思いますよ。

笹木慶之委員 私から申しますけど、要は、今回は議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書の取扱いなんですよ。項目もそう記してあり、陳情の趣旨にもそう書いてあります。その中で、この陳情はやはり重みをしっかり受け止めなくなくてはならないと思っています。その中で、陳情の内容ということで、1番として「議長任期を3年以内とされるよう陳情します。」と陳情されたんですよ。この陳情を私どもはどのように受け止めればいいんですか。陳情書に書いてあるんですよ。そのこと以外のことは言いません。陳情書の取扱いについてお答えいただきたいということです。

下瀬俊夫参考人 だから、皆さんがずっとこの議論が正しいんだということを継続審査されているわけですから、それが違法ではないんだっていうことをきちんと言ってもらわないと先に進めないと言っているわけです。私は、今、1年だろうが、2年だろうが、3年であろうが何年でもいいと言っているわけですから、3年以内を求めるわけですから、だから皆さんがこれからもずっとこの議論を続けるのであれば、それはあくまで違法だと言いつけるしかないし、それは今言ったように、3年だろうが何年だろうがいいわけですよ。そういうふうに受け止めていただきたい。だから、皆さん方が違法ではないんだということをきちんと言いつける責任があるんですよ。そこからきちんと言いつけないと、こんなものを何年

議論したって、議論そのものが深まっていかないと思うんです。

笹木慶之委員 再度お伺いします。先ほど申し上げたように、私たちは、この陳情書に基づいて、陳情の取扱いをしっかりと議論しているわけです。その陳情の趣旨も一応理解しながら申立者に対応しておるということなんです。それ以上も以下もないわけです。それに基づいて、陳情内容はどういうことなのかをもう一回聞きたいわけです。

下瀬俊夫参考人 陳情の主旨の最後にこう書いています。「もし仮に、山陽小野田市議会の「議長任期に関する議題や議論」が法律違反ではなく、正当であるとするなら、私があえて「議長任期を3年以内とするよう求める」陳情書を提出しても、それは違法ではないことになります。」と。だから出すんだと。皆さん方が、今のこの場をつくって、違法ではないんだという議論をずっとされているわけです。だから私は、3年以内に出すことを出しました。だから、私はずっと言っているように、最初の意見書で言っているように違法だと言っているわけですよ。それを皆さん方が違法ではないと言い張るのであれば、今言ったように全国議長会にでも問い合わせてみてくださいと言っているわけです。私はこの議論そのものが違法なんだと言っているわけですよ。

大井淳一郎委員 それであれば、違法なんだから議会運営員会でそういった議論をするのはやめろといった内容の陳情書にすべきではないかと思うんですよ。この陳情書をそのまま見ると、仮に法律違反でなく正当であれば、陳情書を出しても違法でないとなりますよね。それに対して「そうですよ。私たちは法律違反ではないと考えています。この陳情書どおりに受け止めて、議長任期は2年という申し合わせ事項にしました」となってしまうたら、陳情書に沿うわけなんですよ。でもそれは下瀬参考人の意図と違うじゃないですか。だからなぜこの内容を出したのかと、僕は最初に聞いたわけなんです。その点はいかがですか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、これは非常に簡単明瞭なんですよ。

いわゆるこの取扱いについて求める陳情書の議論をしているわけですね。非常に重要な案件です。その中に書いてあることについて、陳情の趣旨に基づいて、陳情内容が最終的に明記されておると。これが理解できないから聞いているわけです。我々は陳情書に対して対応しているわけですよ。だから、あえて違ったものが中に入ってきて議論を続けることについては、私たちは、今日の場合でどうこうだというものを持ち合わせておりません。一応申し上げておきます。

宮本政志委員長 今50分経過しておりますので、11時から再開したいと思います。それでは、休憩に入ります。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終了します。参考人の下瀬様、一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席いただきまして、貴重な御意見を述べていただきましたことに対して、心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後の本委員会での審査、あるいは議会運営に十分に生かしてまいりたいと考えます。本日は誠にありがとうございました。それでは委員会を休憩いたします。御協力誠にありがとうございました。はい暫時休憩に入ります。

午前11時1分 休憩

午前11時7分 再開

宮本政志委員長　それでは委員会を再開いたします。続きまして付議事項の2点目です。令和6年第1回（3月）定例会に関する事項についてです。事務局からよろしいですか。

山田議会事務局議事係長　それでは付議事項2、令和6年第1回（3月）定例会に関する事項について御説明します。（1）会議案についてから（4）議事日程案について、長くなりますが一括して御説明させていただきます。（1）会期案については、令和6年2月22日木曜日から3月27日水曜日までの35日間としております。議案名については資料1を御覧ください。市長提出議案として議案が44件、報告が1件あります。3月定例会では、令和5年度関係と令和6年度関係がありますので、それぞれに分けております。令和5年度関係は議案12件、報告1件で、令和6年度関係は議案32件です。令和5年度関係の議案は、総務文教常任委員会所管がゼロ件、民生福祉常任委員会所管が4件、産業建設常任委員会所管が5件、一般会計予算決算常任委員会所管が2件、そして同意が1件です。また、報告が1件出ております。令和6年度関係の議案は、総務文教常任委員会所管が9件、民生福祉常任委員会所管が13件、産業建設常任委員会所管が9件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件となっております。なお、人事案件については申し合わせ事項62により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。通例では同意が得られましたら、その後に挨拶をしていただいております。しかし、このたびは同意案件の対象者が、御都合により本会議に出席できない旨を担当課から聞いております。（2）宇部・山陽小野田消防組合議会の報告については申し合わせ事項44により行います。参考までに記載しておりますので御覧ください。このたびは岡山議員が報告されるとお聞きしております。（3）請願書の取扱いについては資料2を御覧ください。このたびは1件提出されています。全日本年金者組合山陽小野田支部長、石井勇様から、「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願が提出されていますので、これに係る付託先の決定を行っていただきたく思います。（4）議事日程案

については資料3を御覧ください。土曜日、日曜日、祝日の休会を除いて申し上げます。本会議初日は、2月22日木曜日となります。午前10時から本会議を開会し、まず、会期の日程を行います。続いて、諸般の報告は、議会から事務報告を行います。続いて、先ほど御説明した宇部・山陽小野田消防組合議会の報告を行います。続いて、同意1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、報告1件を報告及び質疑となります。続いて、人事案件を除く令和5年度関係議案12件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。続いて、令和6年度市政方針及び令和6年度関係議案32件を一括上程、提案理由の説明までとなります。本定例会では市長が市政方針を述べますので、その翌営業日である26日月曜日正午が一般質問通告締切りとなり、同日午後1時30分からの議会運営委員会において、一般質問の開催日と人数の割り振りを行っていただく予定です。なお、一般質問の聞き取りは、通告締切り後から27日火曜日までとしております。28日及び29日は、現年度分の議案に係る委員会の開催日としております。28日水曜日は、午前9時から付託先となると思われる総務文教に係る分科会と、民生福祉に係る委員会分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。29日木曜日は、午前9時から付託先となると思われる産業建設に係る委員会、分科会を開催としております。開催場所は第1委員会室です。3月1日金曜日は委員会予備日としております。4日月曜日から11日月曜日までは一般質問の予定としております。なお、議長を含む議会出席者の公務の都合上、7日木曜日の本会議は午前のみ、8日金曜日の本会議は午後のみとしております。12日火曜日は、午前10時から現年度分の一般会計予算決算常任委員会全体会を開催します。委員会終了後に本会議を開会し、令和5年度関係の付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決並びに令和6年度関係議案32件に対する質疑、委員会付託までとなります。本会議終了後、新年度分の一般会計予算決算常任委員会全体会を開催し、新年度予算の説明を受けていただきます。13日から15日までは、新年度分の議案に係る委員会の開催日として

おります。13日水曜日は、午前9時から付託先となると思われる総務文教に係る委員会分科会と民生福祉に係る委員会分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。14日木曜日は、午前9時から付託先となると思われる総務文教に係る委員会分科会と産業建設に係る委員会分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、産業建設が第2委員会室です。15日金曜日は、午前9時から付託先となると思われる民生福祉に係る委員会、分科会と産業建設に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、産業建設が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室としております。18日月曜日は、委員会予備日です。19日火曜日から25日月曜日までは、議事整理のため休会としております。26日月曜日は午前10時から、新年度の議案に係る一般会計予算決算常任委員会全体会を開催します。27日水曜日は、午前10時から本会議を開会し、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、閉会中の調査事項についての議決を行います。以上のような日程案を組んでおります。1から4までの説明は、以上となります。

宮本政志委員長 事務局からの説明がありました。まず（1）と（2）について御意見ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは（3）のこの請願書の付託先についてです。

大井淳一郎委員 この請願は、以前に民生福祉で趣旨採択した経緯もありますので、民生福祉常任委員会で再度この請願を取り扱うべきだと思います。

宮本政志委員長 いかがですか。民生福祉のほうでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは（4）議事日程案についてですけど、御意見ございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、（4）は終わりますね。

中村議会事務局次長 日程案の3月7日木曜日について、一般質問は午前のみ

となっておりますので、一応2人目までは行うという想定です。だから、12時20分ぐらいまではあるかもしれません。表記上の問題を補足しました。

宮本政志委員長 分かりました。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、（5）の陳情・要望書等の取扱いについて、まず、ア、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についての調査委員会について御意見はございますか。

伊場勇委員 この内容については民生福祉常任委員会に付託すべきと考えます。

宮本政志委員長 アについては、民生福祉常任委員会のほうでよろしいですね。
（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、イ、山田伸幸議員に対して厳重な処分等求める陳情についての調査委員会はいかがでしょうか。

伊場勇委員 内容を見る限り、議会運営委員会で審議する必要があると考えます。

宮本政志委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらの日程調整は事務局と私がやっていこうと思います。続きまして付議事項3、全員協議会の開催についてですが、事務局、説明はよろしいですか。

山田議会事務局議事係長 議運決定事項の報告のため、2月22日木曜日、午前9時30分から全員協議会を開催したいと考えております。

宮本政志委員長 付議事項3点目についてよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、4点目のその他に入ります。その他はございますか。

山田議会事務局議事係長 以前の議運でもお話がありましたが、議会アドバイ

ザーの長内先生に研修を行っていただきたいということで、御都合をお聞しました。先生は、4月15日から19日の間が御都合がよろしいということでしたので、御報告いたします。

宮本政志委員長 事務局から説明がございました長内先生の基本条例の研修ですね。これはその先の検証のため行う研修になります。4月15日から19日の週に研修を行うということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）具体的な日時等に関しましては長内先生のスケジュール等もございますので、事務局と私でスケジュールを調整して、最終的に日程を決めたいと思います。よろしくお願ひします。そのほかはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、大丈夫ですか。（うなづく者あり）それでは、以上をもちまして本日の議会運営委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時25分 散会

令和6年（2024年）2月16日

議会運営委員長 宮本政志